

熊本県大規模集客施設等時短要請協力金

申請の手引き(R3.5.16～6.13 時短要請)

1. 協力金の概要

(1) 趣旨

熊本県では、急速に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に歯止めをかけるため、人流抑制の観点から大規模集客施設等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、営業時間短縮を要請し、営業時間の短縮にご協力いただいた大規模集客施設等に対し、「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」を交付します。

(2) 要請期間(交付対象期間)

令和3年5月16日(日)～令和3年6月13日(日)

※遅くとも5月18日(火)から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金を交付します。

(3) 対象区域

熊本市全域

(4) 対象施設(大規模集客施設)

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、対象区域内(熊本市内)で通常時に20時を超えて営業し、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、営業時間短縮要請を行うものとされた施設かつ営業時間短縮要請に応じた施設(その施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから当該部分のみ休業していない場合を含む。)

※営業時間短縮を要請する施設については、P10参考1「協力を要請する施設(1,000㎡を超える施設)」を参照してください。

(5) 対象事業者

対象区域内(熊本市内)で、通常時に20時(映画館は21時)を超えて営業を行っておりかつ、要請対象大規模施設が営業時間短縮に全面的に協力いただいた結果、営業時間短縮となった、以下のテナント事業者または映画配給会社

・テナント事業者

要請に基づく大規模集客施設の営業時間短縮要請期間中に、契約に基づき、当該施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該施設を利用する一般消費者向けに、当該施設運営者に対して一定の自律性をもって店舗を運営する事業者

・映画配給会社

大規模集客施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室を運営する映画配給会社(この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。)

(5) 要請内容(営業時間短縮とは)

20時までの営業時間の短縮(20時より翌日午前5時までの営業の休止)

※要請期間最終日の6月13日は24時まで

※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可。

※映画館と不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)は、21時までの営業時間の短縮要請となります。

(6) 交付額

対象事業者に対しては、以下の方法により支給額を決定します。

算定方法

①テナント事業者向け協力金に関する算定

一店舗あたり100㎡(1単位)毎に2万円×時短率(※)×時短日数

テナント事業者は、大規模集客施設内のテナント事業者の専用の店舗等面積(100㎡を1単位とし、単位未満切り捨てとする。ただし店舗が100㎡未満の場合は100㎡とする。)

②映画配給会社向け協力金に関する算定

映画配給会社が大規模集客施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーン数×2万円×時短営業の要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数÷要請期間中時短営業要請がなければ上映する予定であった映画の回数×時短日数

※大規模集客施設である映画館の運営事業者が映画配給会社と調整の上で、

当該映画配給会社分を併せて申請することも可能です。その場合、映画館運営事業者が協力金受領後に各配給会社に分配することとなります。詳しくは、「大規模集客施設運営事業者用申請の手引き」P3を参照ください。

※時短率

営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間÷要請対象日の本来の営業時間

営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間とは、時短を要請する時間帯(20時から翌5時)までの間において短縮した時間をいう。

計算例

①テナント事業者A

- a.本来の営業時間:10時~22時(12時間)
 - b.短縮した時間 :20時~22時(2時間)
 - c.店舗面積:250㎡(2単位)
 - d.時短日数:29日
- } 2/12=1/6(時短率)

	単位数	単価	時短率	時短日数	計 (円未満切り上げ)
①テナント事業者向け協力金に関する算定	2	20,000円	1/6	29	193,334
千円未満切上げ →					194,000円

②映画配給会社B

- a.常設スクリーン数:4
 - b.本来の上映回数:15回
 - c.上映できなくなった回数:1回
 - d.時短日数:29日
- } 1/15(時短率)

	単位数	単価	時短率	時短日数	計 (円未満切り上げ)
②映画配給会社向け協力金に関する算定	4	20,000円	1/15	29	154,667
千円未満切上げ →					155,000円

2. 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等(以下「申請者」という。)とします。

※要件確認用の簡易フローチャート(「参考1」(P11))も参照してください。

※大規模集客施設運営事業者とテナント事業者等の両要件とも該当する場合は、どちらか一方の申請の手引きに基づき申請してください。

1 対象区域内(熊本市内)の対象大規模集客施設内のテナント事業者又は映画配給会社が対象大規模集客施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室(この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。)であること。

2 対象事業者について、次の全てを満たすこと。

- (1) 対象大規模集客施設内のテナント事業者又は映画配給会社が対象大規模集客施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室。
- (2) 飲食店以外の事業を営むものである。ただし、飲食店であっても テイクアウト専門店、キッチンカー(対象大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る)等は対象となる可能性があります。
- (3) 通常時から20時(映画館は21時)を超えて営業を行っていることが対外的に広く周知されている対象事業者である。

3 時短要請の全ての期間(令和3年5月16日(遅くとも5月18日)から同年6月13日まで)、対象大規模集客施設が熊本県からの要請に全面的に協力した結果、対象事業者の営業時間が20時(映画館及び不特定多数に向けて集客する単発の興行等は21時)までとなったこと。

※「全面的に協力」とは、上記要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、営業時間の短縮に替えて、終日休業していただく場合や、営業時間の短縮と休業を組み合わせる実施していただく場合も対象となります。

※「営業時間の短縮」とは、20時(映画館及び不特定多数に向けて集客する単発のイベントは21時)から翌日午前5時(※要請期間最終日の6月13日は24時まで)までの営業を行わないことをいいます。

※対象事業者が入居している施設が対象大規模集客施設でない場合、協力金の申請要件を満たしませんのでご注意ください。

4 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること

※業種別ガイドラインはこちらを参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>

5 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、熊本県時短等要請等協力金のいずれかについて、期間を重複して受給した事業者でないこと。

6 暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

3. 申請手続等

(1) 問い合わせ先

熊本県商工政策課 大規模集客施設等時短要請協力金 専用相談窓口(コールセンター)

電話番号：096-213-7090

受付時間：平日の9:00~17:00

※状況に応じて、土日・祝日も受付を行う場合もございます。

(2) 申請書類

下記の書類全てを準備し、提出してください。(※詳細はP7別表1を参照)

なお、テナント事業者等の出店する大規模集客施設の運営事業者が該当テナント事業者の申請書を取りまとめて提出することも可能です。

また、映画館運営事業者が映画配給会社と調整の上で、映画配給会社向け協力金を併せて申請する場合は、映画配給会社からの個別申請はできませんのでご注意ください。詳しくは、「大規模集客施設運営事業者用申請の手引き」P6を参照ください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

1	熊本県大規模集客施設等時短要請協力金交付申請書兼請求書(第1号様式)	2	テナント事業者等情報記入シート(第1号様式別紙①)
3	誓約書(第2号様式)	4	提出書類チェックシート
5	大規模集客施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書の写しなど)	6	出店している大規模集客施設の総床面積が1,000㎡を超えていることが確認できる書類
7	出店している大規模集客施設の本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模集客施設のホームページなど)	8	出店している大規模集客施設が営業時間短縮を実施したことが確認できる書類の写し又は写真
9	テナント店舗の本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)	10	テナント店舗が営業時間短縮を実施したことが確認できる書類の写し又は写真
11	対象事業者の外観及び内観写真(カ)	12	映画館の上映回数を記した書類

	ラー)		【該当者のみ】
13	登記事項証明書の写し(個人事業主の場合は、本人確認書類の写し)	14	通帳の写し

【留意事項】

- 大規模集客施設運営事業者が、テナント事業者の申請書類をとりまとめて一括で送付する場合は、上記6～8の添付資料は省略可能です。
- 別々に提出する場合は大規模集客施設運営事業者と調整の上、必要な書類をご準備ください。

(3) 本協力金の申請受付期間および申請方法

① 申請受付期間

令和3年6月14日(月)から同年7月30日(金)まで(消印有効)

② 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は、感染防止の観点から原則として受け付けておりません。

<宛先> 〒862-8570 熊本県商工政策課 大規模集客施設等時短要請協力金係

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(4) 交付

申請データ又は書類を受理した後、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付の通知を行うとともに、速やかに協力金を交付します。

なお、審査の結果、協力金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

4. その他留意事項

- (1) 申請要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が疑われる場合は、対象店舗の営業時間短縮の取組みに係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (2) 協力金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類に不正が発覚した場合等は、交付決定を取り消すとともに、協力金の返金を求めます。あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。
- (3) 申請内容に不正が発覚するなど知事が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

【別表1】

1	熊本県大規模集客施設等時短要請協力金交付申請書兼請求書(第1号様式)
2	テナント事業者等情報記入シート(第1号様式別紙①) ※複数の対象施設を有する場合は、すべての施設分の記載が必要です。
3	誓約書(第2号様式) 申請者が法人の場合は、記名押印(代表者の印)又は代表者本人が自署してください。 申請者が個人の場合は、申請者本人が自署してください。
4	提出書類チェックシート 提出前にすべての書類についてチェックし、チェックシートにチェックを入れて添付してください。
5	大規模集客施設に出店していることが確認できる書類の写し (賃貸借契約書の写しなど) 以下のすべてが確認できることが必要です。 ①契約期間 ②店舗面積 ③大規模集客施設との契約に基づき店舗運営を行っていること
6	出店している大規模集客施設の総床面積が1,000㎡を超えていることが確認できる書類の写し 出店している大規模集客施設の登記事項証明書の写し、最新の建築確認申請書の写し、大規模小売店舗立地法上の届出の写しなど
7	出店している大規模集客施設の本来の営業時間が分かる書類の写しまたは写真(告知文や大規模施設のホームページなど) 営業時間短縮前から通常の営業時間を対外的に広く周知しているものを添付してください。 (例)営業時間が記載された看板の写真、告知文、ホームページの印刷など
8	出店している大規模集客施設が営業時間短縮を実施したことが確認できる書類の写し又は写真 営業時間短縮を実施したことを対外的に広く周知しているものを添付してください。

	<p>(例)熊本県ホームページに掲載している時短ポスターの掲示写真、告知文、ホームページの印刷など</p>
9	<p>テナント店舗の本来の営業時間が分かる書類の写しまたは写真(告知文や大規模施設のホームページなど)</p> <p>営業時間短縮前から通常の営業時間を対外的に広く周知しているものを添付してください。</p> <p>(例)営業時間が記載された看板の写真、告知文、ホームページの印刷など ※通常の営業時間とは、時短要請期間以前の営業時間のことです。</p>
10	<p>テナント店舗が営業時間短縮を実施したことが確認できる書類の写し又は写真</p> <p>営業時間短縮を実施したことを対外的に広く周知しているものを添付してください。</p> <p>(例)熊本県ホームページに掲載している時短ポスターの掲示写真、告知文、ホームページの印刷など</p>
11	<p>対象事業者の外観及び内観写真(カラー)</p> <p>店舗全体(外観)及びサービス提供スペース(内観)が判別できるものがが必要です。</p>
12	<p>映画館の上映回数を記した書類【該当者のみ】</p> <p>本要領P2「交付額」の「②映画配給会社向け協力金に関する算定」にて申請する場合のみ提出してください。</p> <p>参考資料として以下を添付してください。</p> <p>スクリーンごとに下記の内容を確認できる書類(パンフレット等又は任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮により上映できなくなった映画の回数 ・営業時間短縮の期間中、本来上映する予定であった映画の回数

	【例:任意様式】						
	5月16日	常設スクリーン					計
	予定上映回数	5			5	10	
	うち時短営業で上映できなくなった回数	1			1	2	
	5月17日	常設スクリーン					計
	予定上映回数	5			5	10	
	うち時短営業で上映できなくなった回数	1			1	2	
	5月18日	常設スクリーン					計
	予定上映回数	5			5	10	
	うち時短営業で上映できなくなった回数	1			1	2	
	(…以下同様)						
	5月16日～6月13日(29日)	常設スクリーン					計
	予定上映回数	145			145	290	
うち時短営業で上映できなくなった回数	29			29	58		
13	<p>登記事項証明書の写し(個人事業主の場合は、本人確認書類の写し)</p> <p>法人の場合は、現在の会社情報が記載されている登記事項証明書を提出してください。 個人事業主の場合は、代表者本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類を併せて提出してください。</p>						
14	<p>通帳の写し</p> <p>振込先口座の通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し ※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。</p> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人(漢字、フリガナ)</p>						

協力を要請する施設(1,000㎡を超える施設)

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
	ホテル等	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
イベントを開催する場合がある施設	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など(生活必需物資を除く)
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など(生活必需サービスを除く)

熊本県大規模集客施設等時短要請協力金 要件確認用フローチャート(テナント事業者等版)

